

令和8年度小国町介護支援専門員資格取得支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域包括ケアシステムの中核を担う職種である介護支援専門員の人材確保及び定着を促進するため、介護支援専門員の資格取得に必要な介護支援専門員実務研修受講試験受験料（以下「受験料」という。）及び介護支援専門員実務研修受講料（以下「受講料」という。）を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この要綱における助成金の交付対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 町内の介護事業所において就労している又は就労する予定である者
- (2) 他の制度による助成を受けない者

(助成対象経費及び助成額)

第3条 助成対象経費及び助成額は、別表1に定めるとおりとする。

(交付申請)

第4条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表後、令和8年度小国町介護支援専門員資格取得支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 受験料等の領収書の写し
- (2) 雇用が確認できる書類

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、当該申請の内容を審査のうえ助成金の交付の可否を決定し、令和8年度小国町介護支援専門員資格取得支援事業助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付時期)

第6条 助成金は、交付決定をした日から30日以内に交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者又は助成を受けた後にこの要綱の目的に合致しなくなった者に対し当該助成金の返還を命ずることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表1 (第3条関係)

交付対象者の区分	助成対象経費及び助成額
交付対象者のうち、介護支援専門員実務研修受講試験受験のみの者	受験料の全額とする。ただし、助成は年度内1回とし、通算2回までとする。
交付対象者のうち、介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、介護支援専門員実務研修を受講する者	受験料及び受講料の全額とする。